

生徒指導の源流における軍隊モデルと治療モデル  
— J. ボールドウィンの教育思想 —

河合 務

Army Model and Remedy Model in the History of Guidance:  
A Study on Joseph Baldwin's Educational Thought

KAWAI Tsutomu

地域学論集（鳥取大学地域学部紀要）第18巻 第2号 抜刷

REGIONAL STUDIES (TOTTORI UNIVERSITY JOURNAL OF THE FACULTY OF REGIONAL SCIENCES) Vol.18 / No.2

令和3年12月15日発行 December 15, 2021

# 生徒指導の源流における軍隊モデルと治療モデル

－ J. ボールドウィンの教育思想 －

河合 務\*

Army Model and Remedy Model in the History of Guidance:  
A Study on Joseph Baldwin's Educational Thought

KAWAI Tsutomu\*

キーワード：生徒指導，軍隊モデル，治療モデル，ボールドウィン，習慣形成

Key Words: Guidance, Army Model, Remedy (Cure) Model, Baldwin, Habit Formation

## I. はじめに

本稿の目的は、生徒指導の源流に位置する明治期の翻訳版学校管理法書の著者ジョセフ・ボールドウィン（Joseph Baldwin, 1827-1899）の教育思想を、彼の治療モデルに焦点をあてて検討することである。教育思想のモデル論的分析を提起した村井実は近代学校における教育全般を「役に立つ人間として生産」する「飼育」モデルだと述べ、そのルーツとして「手細工」モデルと「農耕」モデルを指摘している<sup>1</sup>。岡本哲雄が指摘するように、教育思想におけるモデル論は、教育に携わる人々が教育の営みを人間が行う他の身近な営みになぞらえて理解しようとしてきた<sup>2</sup>ことを背景としている。村井が俎上にのせた「手細工」「農耕」「飼育」に加えて岡本は「調教」「印刷」「対話」、さらには「殺人」をも挙げている<sup>3</sup>。

本稿はこうした村井および岡本の「教育のモデル論」を生徒指導論の分析を行う際の枠組みとして援用し、とりわけ米国ミズーリ州立師範学校長、そしてテキサス大学教育学教授（Professor of Pedagogy）を務めたジョセフ・ボールドウィンの1897年の著作 *School Management and School Methods*<sup>4</sup>にみられる治療モデルの教育思想（教師・生徒関係論）に焦点をあてる。ボールドウィンは *American Journal of Education* 誌 Vol. VIII, No. 10 (1874) に執筆した記事“school tactics”の内容が「学校管理 教場指令法」として『文部省雑誌』第1号（1875年）に紹介され各県の「教場指令規則」に着想を与えたことで日本教育史にその名が刻まれる人物であり、杉村美佳は「教

場指令法」の背景に軍隊式集団管理の発想（“military tactics”）があったことを明らかにしている<sup>5</sup>。つまり、明治期以降の学校空間内の生徒集団の行動は、号令による統率など軍隊モデルの発想で管理されるようになっていく。「軍隊のような正確さ（military precision）」<sup>6</sup>が学校空間に要求されるのである。これは一斉教授法における生徒集団の学習行動を号令で統率する様式とも関連が深い。また、筆者が考察した明治前期の翻訳版学校管理法書においても例えば A. M. ケログの学校管理法書の翻訳版『奎氏学校管理法』（1888年）で「一隊ノ兵卒ヲ見ヨ同一ニ其歩ヲ進メ同一ニ其銃ヲ挙ゲ頗ル愉快ノ色アリ」として軍隊モデルの一斉行動が「良き秩序（order）」の説明に用いられている<sup>7</sup>。

もっとも、軍隊モデルが翻訳版学校管理法書における唯一の参照枠というわけではなかった。ボールドウィンの1881年の著作 *The Art of School Management* の翻訳版『勃氏学校管理法』（1887年）では、学校罰の意味づけを欧米の刑罰制度改革に対応させて「報復（retributive）」的なものから「懲治（corrective）」的なものへと変化させることを重視する矯正（reformation）思想が展開されている<sup>8</sup>。このボールドウィンの矯正思想が欧米の感化教育の動向からの影響を受けていることを筆者は拙稿「生徒指導の源流と訓育概念の形成」（2019年）において指摘した<sup>9</sup>。付け加えるならば、こうした矯正思想の展開は森岡常蔵が『現今訓練上の諸問題』（1915〔大正4〕年）で「教育上の罰」が「因果応報の原則に拠

\*鳥取大学地域学部地域学科人間形成コース

るが如きは誤り」<sup>10</sup>と述べたように日本の生徒指導の思想にも影響を与えている。

そして欧米の刑罰改良家たちは自らを刑務所の看守というよりは治療的方法をとる一種の「医者」として位置づけようとしていたことが指摘されている<sup>11</sup>。これは矯正思想の内実を考える際、ひとつの重要な視点を提供するものであろう。では学校における教師・生徒関係の文脈における治療モデルはどのようなものであろうか。生徒指導の思想史的研究においてこの問いを正面に据えた成果の蓄積は多くない<sup>12</sup>。本稿ではボールドウィンの最晩年の著作で教員向けテキストブックとして書かれた *School Management and School Methods* (1897年)<sup>13</sup>で、学校罰の論点も含めて教師・生徒関係が治療モデルで論じてられていることに注目し、ボールドウィンの教育思想における治療モデルの内実について、一方で軍隊モデルとの関連性も考慮に入れながら思想的な検討を行っていくこととする。

## II. ボールドウィンの教師論と治療モデル 1. 「古い学校教師 (old schoolmaster)」批判から習慣形成論へ

翻訳版『勃氏学校管理法』(1887年)の原書である *The Art of School Management* (1881)の時点から言明されていることであるが、*School Management and School Methods* においてボールドウィンは「古い学校教師 (old schoolmaster)」を「専制君主 (despot)」として批判している<sup>14</sup>。規則 (rules) と鞭 (rods) を武器とする「専制君主」としての教師の時代はすでに去ったが、その対極に位置する「法規も罰も持たない善人ぶった教師 (goody-goody teacher, with no laws and no punishments)」は極端過ぎであり、「悪気のない失敗」という性質をもつ。

「真の教師 (true teacher)」とは、「セルフ・コントロール」と「遵法的な習慣 (law-abiding habits)」へと導く教育規則 (educative regulations) を手段とする「黄金の中庸」だとボールドウィンは表現する<sup>15</sup>。そして、専ら「〇〇してはいけない」という禁止 (forbidding) の規則を設けるのが「古い学校教師」の特徴だが、「真の教師」は多くの禁止的規則を設ける代わりに少数のポジティブで一般的

(general) な性質をもつ規則、端的には「正しいことを行う (doing the right)」ことを規則の原理に据える、と述べる。さらに生活習慣に溶け込むような実践的でポピュラーな性質を併せ持つ原理としてボ

ールドウィンは次の5つの「学校コード (school code)」を提示する。それは①静粛 (quietude)、②規則正しさ (regularity)、③時間厳守 (promptitude)、④礼儀正しさ (propriety)、⑤義務 (duty) である<sup>16</sup>。“code”とは「法典」「法体系」「規約」などの意味もあるが、ここでは「約束事の束」というほどの意味だと解される。

そのうえで注目されるのは、「専制君主」でも「善人ぶった教師」でもない「黄金の中庸」としての「真の教師」の役割についてボールドウィンが次のように述べていることである。

「秩序 (order) とは適合性 (fitness) である。学校コードとは、書かれていてもいなくても、学校での行為の適合性を表明するものである、生徒が学校の有機的な法を生きるように教師は指導し、そうして遵法的な習慣 (law-abiding habits) が発達する。これが良い秩序によって意味される場所のものである。古い学校教師は彼の規則を押し付けるが、真の教師は自己統治 (self-government) に向けて統治 (governs up) する。」<sup>17</sup>

「秩序」の実現はボールドウィンだけでなく19世紀末の多くの学校管理法書の一般的な目的とされていたが<sup>18</sup>、ボールドウィンの場合は特に、規則を押し付ける「古い学校教師」との対比で「真の教師」の役割を「良い秩序」の内実としての「遵法的な習慣」の形成に据えている、そしてこれが「自己統治に向けた統治」だともされる。

これに関連して「学校管理とは、すぐれて遵法的な自己コントロールの習慣 (habits of law-abiding self-control) を発達させる技術である。」<sup>19</sup>とボールドウィンが述べている点は重要である。習慣形成論こそボールドウィンの教育思想の骨格である<sup>20</sup>。

明治日本に「教場指令法」として紹介された軍隊モデルの“school tactics”は *School Management and School Methods* において「習慣」との関係で再論されている。

「school tactics は学校の学習 (work) に適用される号令 (signals) と動作のシステムを意味する。その目的は秩序 (order) と秩序立った習慣 (orderly habits) を促進し学習を手助けすることである。学校とクラスの適切な tactics は時間を節約し、学校の均整と活力を改善し、敏速で的確な従順

(obedience) の習慣に向けて訓練 (train) する。」

21

このように“school tactics”は「従順な習慣」に向けた訓練という性質をもつ「号令・動作」のシステムである。ボールドウィンの「学校コード」論と「教場指令法」にまつわる議論は *School Management and School Methods* においては、生徒の習慣形成に焦点をあてて統一的に論じられている。

## 2. 習慣形成と治療モデル——「苦痛を通して学ぶ」——

「自己統治」にまつわる「遵法的な習慣」あるいは「遵法的な自己コントロールの習慣」は、生徒自らの努力だけで形成されるものではない。先の引用中の「真の教師は自己統治に向けて統治する」というボールドウィンの言葉の通り、教師の指導を必要とする。その点についてボールドウィンは5つの「学校コード」と「遵法的な習慣」の関係に踏み込んだ解説を行うなかで次のように指摘している。

まず、①「静粛」について「騒々しい習慣を打ち壊す (breaking up) ことが必要である」、そして「ある場合には、穏やかな非難、あるいは、ある種の没収が治療 (cure) として作用するために必要である」<sup>22</sup>。(下線は引用者。以下同様。)

次に、②「規則正しさ」について「不規則性の習慣は何らかの方法で治療され (be cured) なければならない」、「自らの誘因や利他的な動機や義務が求められるが、稀な場合には結局、非難、没収、あるいは一時的な停学さえ賢明であろう」<sup>23</sup>。

③「時間厳守」については「遅刻は治療され (be remedied) なければならない」、「私たちは高次の動機を用い、さらに、稀に穏やかな非難、あるいはその他の有効な治療 (remedy) が必要だと分かるだろう」<sup>24</sup>。

続いて④「礼儀正しさ」については「教育的な治療 (educative remedies) が不作法を打ち壊す」、「私たちは礼儀正しい行為をあたたく承認し称賛する。そして、不作法な行為を徹底的に非難する」<sup>25</sup>。

このようにボールドウィンは「治療」という語を用いて「遵法的な習慣」の形成の重要性を説いている。「穏やかな非難」や「非難」が学校罰に含まれるのかは微妙であるが、少なくとも「没収」「一時的な停学」など学校罰が治療の手段として例示されていることは注目に値する。

そして⑤「義務」については次のように述べている。

「教育的な罰 (Educational Punishment) は道徳的な必要物である。学校罰の目的は不従順な者を義務の道に連れ戻して、そこに留まらせることである。罰とは、違反の道が苦難に満ち、無法者 (lawlessness) には苦痛がつきまとうという事実を刻み付けるものである。心の純粹さ (the pure in heart) だけが、遵法 (law-abiding) だけが幸福であり、また幸福であり得るということを、不従順な生徒は苦痛 (suffering) を通して学ぶ」<sup>26</sup>

このように「教育的な罰」は「不従順な生徒」を違反の道から義務と遵法の道に連れ戻し、そこに留まらせ、「苦痛を通して」学ばせる手段だとボールドウィンは捉えている。

## 3. ボールドウィンの治療モデルの関係構造

上記のようにボールドウィンにおける治療モデルは「遵法的な習慣」からの逸脱を正す教師の行為として論じられている。もっとも、「穏やかな非難」「ある種の没収」「一時的な停学」「徹底的に非難する」など、内実としては学校罰と多く重なり合っている。⑤の義務の「学校コード」に関するボールドウィンの解説では明確に「罰」が主題化され、「騒々しい習慣」や「無作法」を「打ち壊す (breaking up)」と表現され、「苦痛を通して学ぶ」と表現されている。こうした表現は病気の患者を治療する医者からのイメージからはかけ離れているようにも思われる。

しかし、「教育的な罰を通した生徒の改善」と題された *School Management and School Methods* の第14章の冒頭にみられる次のような箇所を参照することで治療モデルを援用しつつ学校罰を論じるボールドウィンの議論の主要対象として「不従順な生徒 (wayward pupils)」が据えられていることが明らかとなる。やや長くなるが本稿にとって非常に重要な箇所なので引用したい。

「罰は治療の手段を意味する。—— 医者 (The Physician) は無法さ (lawlessness) によって引き起こされた病気に対する治療法として薬を処方する。大医師 (The Great Physician) は、罪で病んだ魂 (sin-sick souls) に対して精神的な治療法を処方する。

教育者は不従順な生徒 (wayward pupils) に対して教育的な治療法 (educative remedies) を処方する。これらすべて場合において改悛 (repentance) が回復 (restoration) の条件となる。病人 (patient) は法に従うようになると回復する。罪人 (sinner) は憎むことをやめ愛することを学ぶようになると救われる。不従順な生徒は法を遵守するようになると回復する。これは改悛である。<sup>27</sup>

「不従順な生徒」の回復を「病人」と「罪人」の治療になぞらえて説くことにボールドウィンの主眼が置かれている。どのケースにも共通するのは回復の条件としての「改悛 (repentance)」である。この対象者の層 (①) をいわば基層として、それぞれが抱えている「病気」と「罪」と「不従順」という問題を類比 (アナロジー) 的に捉え (②), また、「薬」と「精神的な治療法」と「教育的な治療法」=「罰」という治療法に関するアナロジー (③), さらに「医者」と「大医師」と「教育者」という治療者のアナロジー (④), という4層のアナロジー関係が重ね合わせられていた (表1)。

表1 ボールドウィンの治療モデルの関係構造

①対象者	病人	罪人	不従順な生徒
②問題	病気	罪で病んだ魂	不従順
③治療法	薬	精神的な治療法	教育的な治療法 (罰)
④治療者	医者	大医師	教育者

ボールドウィンは、上記のような4層の関係構造から成る治療モデルを立て、学校罰を「教育的な治療法」と位置づけることによって、「不従順な生徒」に苦痛を与えることの正当性を主張している。

この関係構造の中に「罪人 (sinner)」の「罪で病んだ魂 (sin-sick souls)」に対する「精神的な治療法」が組み込まれている点には、ボールドウィンがキリスト教プロテスタント (クエーカー派) の家系で生まれ育ち、自身も聖職者を志していたこと<sup>28</sup>を考慮する必要があると考えられる。ボールドウィンにとって馴染みの深かった新約聖書にはイエスが次のように述べる様子が記されている。

「医者が必要とするのは、健康な人ではなく病人である。わたしが来たのは、正しい人を招くためではなく、罪人を招いて悔い改めさせるためである。」(「ルカによる福音書」5. 31-32)<sup>29</sup>

この新約聖書の記述は「医者 (Physician)」と「大医師 (The Great Physician)」を区別したうえで「罪で病んだ魂 (sin-sick souls)」の治療に注目するボールドウィンの思惟の原像であり、また「大医師 (The Great Physician)」とはイエスを指すと推定される。

ここで留意する必要があるのはイエスの生涯と言行を記した新約聖書の福音書に延べ115話にのぼる病気治しの物語が記録されているが、それにもかかわらずイエスはメスを使って手術をした痕跡はないということである<sup>30</sup>。新約聖書のイエスは外科的な治療を行う「医者 (Physician)」とは区別され、精神的疾患を筆頭とし、さらには重い皮膚病 (ハンセン病)、眼や足の障害などの難病に立ち向かうイエスの様子が記されている。イエスによる病気治しの物語は、古代ユダヤ社会において狂気や重い皮膚病が神の怒りによる懲罰の結果とみなされ負の価値を刻印されてきた病気のメタファへの挑戦であった<sup>31</sup>。

そしてボールドウィンはイエスが精神的な治療法を重んじたことに注目し、これを不従順な生徒に向かう教師の教育的な治療法へと援用しようとしている。これは刑務所の看守ではなく一種の「医者」として道徳面での治療を行おうとした欧米の感化教育の動向と重なり合っている。

そのうえでボールドウィンはイエスについて次のように述べている。

「私たちのモデルとしてイエスは完全なる生を生き、完成 (perfection) に向けて働き続けることを私たちに教えた。」<sup>32</sup>

ボールドウィンにとってイエスは「完成に向けて働き続ける」ことを教えた「私たちのモデル」そのものであった。そして、このボールドウィンの言明は *School Management and School Methods* が教員向けテキストブックとして書かれたことを考慮するならば教員のあるべき姿 (モデル) としてイエスを参照するよう推奨したものと考えられることができるだろう。

ここでボールドウィンの1881年の著作 *School Management and School Methods* に立ち返ってみたい。ボールドウィンは「教育的な苦痛は矯正 (reformation)

として働く」<sup>33</sup>とし、さらに「罰は矯正 (reformatory) 的であるべきである」<sup>34</sup>と述べている。報復的・復讐的なものから矯正的なものへと学校罰の性質を変化させる<sup>35</sup>ことは 1881 年の著作 *The Art of School Management* から継承されるボールドウィンの主張でもある。ただし、*The Art of School Management* で強調されていたのは罰を行使する教師の「愛の精神 (loving heart)」であった<sup>36</sup>。これは *School Management and School Methods* における「愛は治療の作用因である (love is the curative agency)」<sup>37</sup>というボールドウィンの言明と重なり合う主張である。ボールドウィンは次のようにも述べている。

「神は常に愛する父 (loving Father) であり慈悲深い立法者である。イエスと教師は常に最も親しい友人 (the dearest friends) である。」<sup>38</sup>

このようにボールドウィンはイエスと教師を生徒の「最も親しい友人」と位置づけている。①イエスをモデルとする教師像、②治療モデルの教師・生徒関係論、③軍隊モデルと治療モデルの共存、④習慣形成の重視——これらがボールドウィンの教育思想の根幹であり、*The Art of School Management* の出版から *School Management and School Methods* の出版までには 16 年の歳月の間に、こうした論理展開がいつそう彫琢されたと考えられる。

### Ⅲ. 結び

ここまで考察してきたように、ボールドウィンの教育思想では治療モデルの教師・生徒関係論が展開され、とりわけ「不従順な生徒」に対する「教育的な治療法」としての学校罰の行使が議論の俎上にのせられていた。それは禁止的規則と鞭に頼る「古い学校教師 (old schoolmaster)」と、その対極に位置する「法規も罰も持たない善人ぶった教師」との中庸に位置する「真の教師」の在り様を提示する文脈で展開されていた。ここにはアメリカ公立学校制度の整備拡充という課題、そして 19 世紀後半に進行した産業化・都市化による収容児童の増大という課題に対応する新たな教師像をボールドウィンが提示しようとしていたことが背景にあると考えられる。

ボールドウィンが考える「真の教師」は、少数のポジティブで一般的な規則である 5 つの「学校コード」、つまり①静粛、②規則正しさ、③時間厳守、④礼儀正しさ、⑤義務、を柱として生徒に「遵法的な習慣 (law-abiding habits)」を形成することを目指すものとされる。このボールドウィンの習慣形成論は一種の自己統治論であり、明治期の日本で広まった「教場指令法」に接続されるものである。この習慣形成論という共通の土台に本稿は注目した。

こうしたボールドウィンの教育思想に大きな影響を与えたのは、1 つには欧米の刑罰制度の改革から生じた感化教育の動向であり、もう 1 つはキリスト教プロテスタントの家系で生まれ育って、自身も聖職者を志していたというボールドウィン自身の知的素養であった。

生徒指導の源流という視点からボールドウィンの教育思想を検討するうえでは、生徒自らの努力だけでは自己統治と「遵法的な習慣」の形成が実現できないという点に留意する必要がある。ボールドウィンが治療モデルを導入して議論を展開するのはこの文脈においてである。「騒々しさ」や「不従順」に代表される悪い習慣の矯正が医者による「患者の治療」「大医師」による罪人の治療になぞらえられる。そして学校罰の行使を報復的・復讐的なものから「改悛」を条件とし「愛の精神」を基本とする「回復 (restoration)」へと性質を変化させることの重要性をボールドウィンは論じた。この文脈において、罰による苦痛を通して学ぶことが「不従順な生徒」の治療として位置づけられたのである。この点はボールドウィンの教育思想における治療モデルと軍隊モデルの併存の素地だと考えられる<sup>39</sup>。

### 謝辞

本稿は科学研究費補助金 (基盤研究 (C) 課題番号 17K04552 および基盤研究 (C) 課題番号 21K02172) による研究成果の一部である。

### 注

<sup>1</sup> 村井実『新・教育学のすすめ 子どもの再発見』村井実著作集第 5 巻、小学館、1988 年 150-159 頁

<sup>2</sup> 岡本哲雄「第 3 章 教育のモデル論」山内・原・春日井編著『教育原論』ミネルヴァ書房、2020 年 38-54 頁

<sup>3</sup> 岡本、同上 45 頁

<sup>4</sup> Baldwin, J., *School Management and School Methods*, D. Appleton and company, 1897

<sup>5</sup> 杉村美佳「明治初期における『教場指令法』の成立—

- J. ボールドウィンの *School Tactics* の受容を中心に—  
『日本の教育史学』(教育史学会) 第44巻, 2001年 6-22頁。「教場指令法」とは各県で制定された「教場指令規則」などや、『文部省雑誌』第1号所載の「学校管理 教場指令法」(1875年), 林多一郎『小学教師必携補遺』(1874年)に記された「生徒挙動ノ儀則」などの総称である。同論文 20頁
- <sup>6</sup> Baldwin, J., *The Art of School Management*, Warwick & Sons, 1881 (筆者は1886年版を用いた) p. 81
- <sup>7</sup> 拙稿「生徒指導の源流と訓育概念の形成——明治前期の翻訳学校管理法書と discipline ——」『地域学論集(鳥取大学地域学部紀要)』第15巻第3号, 2019年 36頁
- <sup>8</sup> 同上, 拙稿 38-39頁
- <sup>9</sup> 同上拙稿, 参照。若干補足すれば, ボールドウィンは学校罰を論じる際に「リフォーマトリー」という制度を積極的に取り上げている。伝統的な刑務所と「リフォーマトリー」は, 不定期刑と「点数制」, そして「強制的な拘束」に代わる「組織的な説得」を指針とする点が異なる。その構想はイギリスにルーツをもち, 19世紀中葉のアメリカ合衆国で本格的に普及し1899年の少年裁判所の成立の土壌となる。この点について Platt, A. M., *The Child Savers*. The University of Chicago Press, 1969, pp. 46-47 (藤本哲也・河合清子訳『児童救済運動』中央大学出版部, 1989年 43-44頁) 参照。そして, この「リフォーマトリー」制度の欧米各国における動向に関する情報に触発されて日本の内務省関係者が「感化院」という語を用い始めたという経緯がある。「リフォーマトリー」の動向は感化教育の起点に位置し影響を与えている。二井仁美『留岡幸助と家庭学校』不二出版, 2010年 17頁, 参照
- <sup>10</sup> 森岡常蔵『現今訓練上の諸問題』教育新潮研究会, 1915(大正4)年 170頁
- <sup>11</sup> Platt, *op.cit.*, p. 29 (邦訳 27頁)
- <sup>12</sup> 近代の生徒指導ないし生活指導の思想・概念に関しては宮坂哲文『生活指導の基礎理論』誠信書房, 1962年 1-90頁, 日本の学校体罰と懲戒制度に関して坂本秀夫『生徒懲戒の研究』学陽書房, 1982年, 同『「校則」の研究』三一書房, 1986年, 同『生徒規則マニュアル』ぎょうせい, 1987年, 同『体罰の研究』三一書房, 1995年, 欧米日の学校体罰と懲戒制度に関して牧柁名・今橋盛勝・林量淑・寺崎弘昭編著『懲戒・体罰の法制と実態』学陽書房, 1992年, アメリカの学校体罰に関して片山紀子『アメリカ合衆国における学校体罰の研究』風間書房, 2008年などがあるが治療モデルを直截に考察しているわけではない。水谷智彦「生徒への罰からみる教師像の成立と変容——明治前期の学校管理法書に着目して——」『教育社会学研究』第98集, 2016年 177-196頁はパーガーとルックマンが『現実の社会的構成』(原書1966年, 邦訳2003年)で理論化した「治療と無効化 (therapy and nihilation)」の概念を用いて学校罰を考察している。パーガーとルックマンによる「治療」概念は逸脱行為を「制度化された現実定義の枠内に留まらせる」ことに重きを置き, これと対になる「無効化」は「当該世界の外部で抹殺する」ことを意味する。本稿はこうしたパーガーとルックマンの知識社会的な「治療と無効化」概念を分析の枠組みとするわけではなく, 拙稿「生徒指導の源流と訓育概念の形成」において筆者が指摘したボールドウィンの矯正思想にみられる欧米の感化教育の動向の影響という論点を掘り下げることを意図し, また教育思想史的な視点をベースとする村井実および岡本哲雄による「教育のモデル論」を援用しつつボールドウィンの教育思想を検討するものである。

- <sup>13</sup> 教員向けテキストブックとして書かれた *School Management and School Methods* はセントルイス市の教育長 W. H. ハリスが編纂した *International Education Series* 中の1冊として出版された (p. xiv)。同書は邦訳されておらず, また同書は管見の限り, これまで日本で本格的に検討された形跡はない。本稿は「教育のモデル論」としてこれまで提示されてきた「手細工」「農耕」「飼育」「調教」「印刷」「対話」「殺人」の他に「治療」というモデルを「軍隊式」とも併せて俎上にのせるものである。
- <sup>14</sup> Baldwin, *School Management and School Methods*, p. 112, *The Art of School Management*, p. 91
- <sup>15</sup> Baldwin, *School Management and School Methods*, pp. 112-113
- <sup>16</sup> セントルイス市の教育長 W. H. ハリスの場合, 頭文字で PRIS と呼ばれる4項目を重視する。それは “Punctuality (時間厳守)” “Regularity (規則正しさ)” “Industry (勤勉)” “Silence (沈黙)” である。ボールドウィンの5つの学校コードの中には「時間厳守」「規則正しさ」「沈黙」は術語やその内容においてハリスの PRIS と重なるものがある。青木薫『ウィリアム T・ハリスの教育経営に関する研究』風間書房, 1990年 163頁
- <sup>17</sup> Baldwin, *School Management and School Methods*, p. 119
- <sup>18</sup> 拙稿「生徒指導の源流と訓育概念の形成」36頁, 参照
- <sup>19</sup> Baldwin, *School Management and School Methods*, p. 119
- <sup>20</sup> ボールドウィンは *The Art of School Management* においても次のように述べて習慣形成を重視していた。「学校の教室で秩序の習慣に向けて訓練される生徒たちは生涯を通じて秩序立った習慣を持ち続ける準備をしよう。」(p. 81)
- <sup>21</sup> Baldwin, *School Management and School Methods*, p. 172
- <sup>22</sup> *Ibid.*, p. 121
- <sup>23</sup> *Ibid.*, pp. 122-123
- <sup>24</sup> *Ibid.*, p. 124
- <sup>25</sup> *Ibid.*, pp. 126
- <sup>26</sup> *Ibid.*, pp. 128-129
- <sup>27</sup> *Ibid.*, pp. 129-130
- <sup>28</sup> Ryle, W. H., “Centennial History of the Northeast Missouri State Teachers college” *Northeast Missouri State Teachers College*, 1972, p. 90
- <sup>29</sup> 「ルカによる福音書」5.31-32, 共同訳聖書実行委員会編『聖書: 新共同訳』日本聖書協会, 1996年, (新) 111頁。イエスによる同様の言葉は「マタイによる福音書」9.12-13, 「マルコによる福音書」2.17にも記されている。
- <sup>30</sup> 山形孝夫『治療神イエスの誕生』筑摩書房, 2010年 11頁, 50頁
- <sup>31</sup> 山形, 同上書 172頁
- <sup>32</sup> Baldwin, *School management and school methods*, p. 108
- <sup>33</sup> *Ibid.*, p. 130
- <sup>34</sup> *Ibid.*, p. 131
- <sup>35</sup> 犯罪者に対する社会的な刑罰についてフレデリック・H. ワインズは①「報復 (retribution)」, ②「抑圧 (repression)」, ③「矯正 (reformation)」, ④「予防 (prevention)」の4つの原理類型を提示している。これらはそれぞれに排他的なものというわけではないが, 報復的・復讐的なものから矯正的なものへ学校罰の性質を変化させようというボールドウィンの方向性は基本的には①から③へ罰の目的を変化させようとするものと捉えることができよう。Wines, F. H., *Punishment and Reformation*, Thomas Y. Crowell & Company, 1895, p. 25
- <sup>36</sup> Baldwin, *The Art of School Management*, p. 106, p. 110
- <sup>37</sup> Baldwin, *School Management and School Methods*, p. 135

---

<sup>38</sup> *Ibid.*, pp. 110-111

<sup>39</sup> こうしたボールドウィンの教育思想の特徴をあえて端的に言い表すとすれば「鍛錬主義的ディシプリナリアン」といえることができるかもしれず、また、根強い体罰容認論の流れに掉さず言説の一角を形成したと考えることができるかもしれないが、これは本稿の考察の範囲を越えており、別稿を期

したい。日本の生徒指導論における体罰問題についての筆者の問題関心については、さしあたり以下の拙稿を参照。拙稿「教師・生徒関係と〈指導〉概念——体罰問題とかわって——」『地域学論集（鳥取大学地域学部紀要）』第11巻第1号、2014年45-57頁

